（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第二条　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府農林水産省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項第一号トの主務省令で定める場合）	（法第二条第二項第一号チの主務省令で定める場合）
第二条　法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	**第二条**　法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
2　法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項各号に掲げる場合を除く。）とする。	2　法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が信託業務を営む銀行の主要株主基準値（銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。）以上の数の議決権を保有する場合（銀行法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限り、前項各号に掲げる場合を除く。）とする。
様式第一	**様式第一**
経営基盤強化に関する計画の認定申請書	経営基盤強化に関する計画の認定申請書
年　月　日	年　月　日
主務大臣　名　殿	主務大臣　名　殿
（申請者）住　所 名　称 代表者の氏名	（申請者）住　所 名　称 代表者の氏名
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき、下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき、下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。
記	記
［１．～７．　略］	［１．～７．　同左］
第　号 年　月　日	第　号 年　月　日
認　定　書	認　定　書
（住　所） （申請者）	（住　所） （申請者）
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第５条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第３条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第５条各号（優先株式等の引受け等を求める場合にあっては同法第６条第４項）に適合する経営基盤強化計画として認定する。
主務大臣	主務大臣
（備考） ［１．・２．　略］ （記載要領） ［１．・２．　略］	（備考） ［１．・２．　同左］ （記載要領） ［１．・２．　同左］